

変更箇所別紙

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和5年12月22日	<p>I 基本情報</p> <p>1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p>	<p>大阪府は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネットという。）を府内市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する業務は「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>大阪府は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を府内市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を行う本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①府内市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への附票本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う附票本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する附票本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p>
	<p>I 基本情報</p> <p>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム2①システムの機能</p>		<p>1. 附票本人確認情報の更新</p> <p>：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 大阪府の他の執行機関への情報提供</p> <p>：大阪府の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和5年12月22日			<p>保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 ・法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 ・附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 ・附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
令和5年12月22日	<p>I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p>大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うこと、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられることが住基法に規定されている。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限る。 白都道府県の</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
			<p>この際、番号法で認められた場合に限り、各都道府県の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合があります。</p> <p>④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>
令和5年12月22日	(別添1) 事務内容 (2) 附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務 (備考)		<p>1. 附票本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①. 大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて附票大阪府サーバに通知する。</p> <p>1-②. 附票大阪府サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。</p> <p>2. 大阪府の他の執行機関への情報提供</p> <p>2-①. 大阪府の他の執行機関において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②. 大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合があります。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※一括提供の方式により附票本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供する。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①. 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。</p> <p>3-②. 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>4-①. 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②. 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務</p> <p>5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>6-①. 市町村CSより、附票大阪府サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②. 附票大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③. 附票大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。”</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載